

白老町男女共同参画計画  
あいプラン  
〔第6次（素案）〕



白 老 町

## はじめに

誰もが性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重し合い個性や能力を存分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において、21世紀の重要課題として国全体で取り組んできました。

しかしながら、2023年6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）の日本の順位は146か国中、125位となっており、男女平等参画の実現には、ほど遠い状況にあります。

とくに「男性は仕事、女性は家庭」などのように根強く残る性別による役割分担の意識、DVをはじめとする人権侵害など、男女平等参画社会を実現のための課題は依然として解消できておりません。

さらには現代社会が抱える問題として、少子高齢化の進展や人口減少による働く場の担い手不足、仕事と子育て・介護の両立など、時代とともに深く広まっておりますが、豊かなまちを築くためにも、それぞれの立場で意識を高め、課題解決に向けた取り組みを推進することが重要であります。

白老町では、平成17年3月に「白老町男女共同参画計画・あいプラン」を策定した後、社会情勢の変化に対応しながら第5次計画まで改定を重ね、関連施策を推進してきました。

このたびの第6次改定におきましては、これまでの成果と課題を踏まえながら加速する少子高齢化や社会経済のグローバル化など社会全体が大きく変化する対策に注視し、課題等に対応した取り組みを盛り込みました。

男女平等参画社会の取り組みは、第6次白老町総合計画が目指す「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を実現する上で、行政、町民、事業者などが主体的にそれぞれの役割と責任を共に担い、連携して取り組むことが重要でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言やご意見をいただきました町民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和6年4月

白老町長 大塩英男

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 2 計画の役割・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4

## 第2章 現状と課題

- 1 男女共同参画を取り巻く現状・・・・・・・・ p 5
- 2 男女共同参画を取り巻く課題・・・・・・・・ p 6

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7
- 2 白老町が目指す男女共同参画社会のすがた・・・・・・・・ p 8
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9

## 第4章 計画の内容

- 1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革・・・・・・・・ p 10
- 2 基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・ p 11
- 3 基本目標Ⅲ 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・ p 13
- 4 白老町男女共同参画計画【改定版】体系図・・・・・・・・ p 15

## 第5章 計画の推進

- 1 連携と協働による計画の推進・・・・・・・・ p 16
- 2 計画の推進状況や施策の点検、評価の実現・・・・・・・・ p 16

## 資料編

- 1 男女共同参画の歩み 資料1・・・・・・・・ p 1
- 2 男女共同参画社会基本法 資料2・・・・・・・・ p 5
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 資料3・・・・ p 10
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 資料4・・・・ p 22
- 5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要 資料5・・・・ p 33
- 6 白老町男女共同参画推進委員会参加者発言要旨 資料6・・・・ p 40
- 7 計画の策定経過、白老町男女共同参画推進懇話会委員名簿、  
事務局名簿 資料7・・・・・・・・ p 44



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが官民間問わず進められてきました。本町においても平成17年3月に「白老町男女共同参画計画・あいプラン」を策定し、これまでの取り組みの成果を踏まえ、計画期間の満了により、平成20年4月に「第2次計画」を策定。以後、令和2年度までに「第5次計画」を改定し、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会とは、男性と女性のどちらかが優遇される社会ではなく、また、性別による差別を受けず、平等に自分らしく生きることができる社会です。

しかし、令和3年度に実施した町民アンケートをはじめ、これまでの社会情勢を鑑みても、男性と女性の役割をそれぞれ固定化する意識は依然として存在しており、誰もが将来への希望を持てる男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

こうした状況のもと、超少子高齢化社会の到来、雇用の不安定化、生活様式の多様化などの社会情勢の変化に的確に対応できる取り組みが求められています。

本町においては、「第6次白老町総合計画」と国や北海道の法令・計画等との整合性を図りながら、町民と行政が協働して積極的に男女共同参画を推進していくため、「第6次白老町男女共同参画計画・あいプラン」を策定します。

## 2. 計画の役割・位置づけ

### （1）計画の役割

行政と町民がともに進める地域づくりのガイドラインである「第6次白老町総合計画」の部門別計画であり、白老町における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。

町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに町民一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。

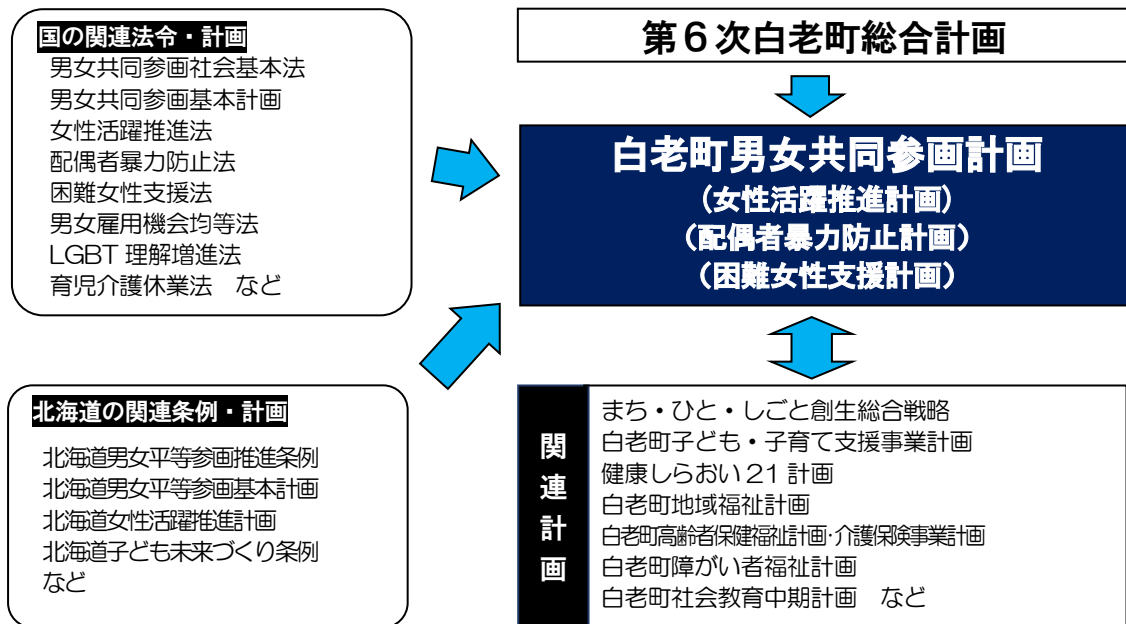
### （2）計画の位置づけ

この計画は、町民と行政が一体となり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していくための行動指針として、また、男女共同参画社会基本法第14条に規定される市町村男女共同参画計画としての性格を有します。

町の「第6次白老町総合計画」を上位計画とし、男女共同参画地域社会の実現をめざすための個別計画として位置付けられるものであり、その他関連計画との整合と連携を図りながら推進していきます。

男女がともに働きやすい環境づくりを目指すため「基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置付けます。

また、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護、さらには困難な問題を抱える女性への支援を図るため「基本目標Ⅲ 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり」を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（配偶者暴力防止計画）、ならびに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に規定する市町村基本計画（困難女性支援計画）に位置付けます。



### 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としますが、社会情勢の変化や計画の進行状況等に適切に対応し施策を効果的に推進するために、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

|          |          |          |          |        |                  |
|----------|----------|----------|----------|--------|------------------|
| 第1次⇒     | 第2次⇒     | 第3次⇒     | 第4次⇒     | 第5次⇒   | 第6次→             |
| (H17~19) | (H20~23) | (H24~27) | (H28~31) | (R2~5) | 令和6~9年度<br>(4年間) |



## 第2章 現状と課題

### 1. 男女共同参画を取り巻く現状

#### (1) 白老町の人口

令和5年4月末現在

| 年 齢     | 男(人・構成比) |        | 女(人・構成比) |        | 合計(人・構成比) |         |
|---------|----------|--------|----------|--------|-----------|---------|
|         | 人        | 構成比    | 人        | 構成比    | 人         | 構成比     |
| 0～9 歳   | 293 人    | 1.88%  | 270 人    | 1.73%  | 563 人     | 3.61%   |
| 10～19 歳 | 482 人    | 3.09%  | 475 人    | 3.05%  | 957 人     | 6.14%   |
| 20～29 歳 | 465 人    | 2.98%  | 452 人    | 2.90%  | 917 人     | 5.88%   |
| 30～39 歳 | 580 人    | 3.72%  | 503 人    | 3.22%  | 1,083 人   | 6.94%   |
| 40～49 歳 | 862 人    | 5.53%  | 764 人    | 4.90%  | 1,626 人   | 10.43%  |
| 50～59 歳 | 1,016 人  | 6.51%  | 1,052 人  | 6.75%  | 2,068 人   | 13.26%  |
| 60～69 歳 | 1,183 人  | 7.58%  | 1,218 人  | 7.81%  | 2,401 人   | 15.39%  |
| 70～79 歳 | 1,574 人  | 10.09% | 1,828 人  | 11.72% | 3,402 人   | 21.81%  |
| 80～89 歳 | 837 人    | 5.37%  | 1,229 人  | 7.88%  | 2,066 人   | 13.25%  |
| 90～99 歳 | 140 人    | 0.90%  | 358 人    | 2.29%  | 498 人     | 3.19%   |
| 100 歳以上 | 2 人      | 0.01%  | 14 人     | 0.09%  | 16 人      | 0.10%   |
| 合 計     | 7,434 人  | 47.66% | 8,163 人  | 52.34% | 15,597 人  | 100.00% |

白老町の総人口は年々減少傾向にあります。令和5年4月末現在の人口は白老町男女共同参画計画「あいプラン」(第1次)が策定された平成17年の20,748人から5,151人の減となっております。〔※前回の5次(令和2年4月末現在、16,493人)は、896人の減〕

男女比率については、50歳未満では、各世代とも男性の割合が若干多く、50歳を超えると女性の割合が多くなっております。

人口減少・少子高齢化の進行は、地域コミュニティの停滞、経済活動の縮小など、地域活力全般にわたり大きく影響するものであります。これまでの第5次でも価値観やライフスタイルが多様化し、男女共同参画やノーマライゼーションの重要性が高まりはあるものの、仕事と家庭生活との両立が困難なこと、固定的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が社会全体での存在等の課題が影響し、引き続き多様な価値観や個性を尊重し合う環境づくり、将来にわたり持続できるまちが求められております。

(2) 白老町における男女平等参画社会の形成に関する現状

令和5年11月末現在

|   |             | 総数                | 男性(人数・割合) |        | 女性(人数・割合) |       |
|---|-------------|-------------------|-----------|--------|-----------|-------|
| 町長  |             | 1                 | 1         | 100.0% | 0         | 0.0%  |
| 町議会議員   |             | 14                | 12        | 85.7%  | 2         | 14.3% |
| 町内会長  |             | 100               | 91        | 91.0%  | 9         | 9.0%  |
| PTA 会長総数  |             | 6                 | 5         | 83.3%  | 1         | 17.7% |
| 審議会等委員<br>への女性の登<br>用状況(※1及び<br>※2は、地方自治法<br>第202条の3に基づ<br>く審議会等) | ※1 審議会等数    | 21(女性委員がいる審議会 19) |           |        |           |       |
|   | ※2 委員総数     | 219               | 178       | 81.3%  | 41        | 18.7% |
| 地方自治<br>法第180<br>条の5に<br>基づく委<br>員会等の<br>女性登用<br>状況               | 教育委員会       | 5                 | 4         | 80.0%  | 1         | 20.0% |
|   | 選挙管理委員会     | 4                 | 3         | 75.0%  | 1         | 25.0% |
|   | 監査委員        | 2                 | 2         | 100.0% | 0         | 0.0%  |
|   | 農業委員会       | 10                | 9         | 90.0%  | 1         | 10.0% |
|   | 固定資産評価審査委員会 | 3                 | 2         | 66.7%  | 1         | 33.3% |
| 公務員(役場)<br>の状況  | 職員数         | 255               | 180       | 70.6%  | 75        | 29.4% |
|   | 管理職数        | 70                | 52        | 74.3%  | 18        | 25.7% |
|   | 管理職のうち一般行政職 | 39                | 31        | 79.5%  | 8         | 20.5% |
| 民生児童委員  |             | 56                | 24        | 42.9%  | 32        | 57.1% |
| 人権擁護委員  |             | 6                 | 3         | 50.0%  | 3         | 50.0% |
| 行政相談員   |             | 2                 | 1         | 50.0%  | 1         | 50.0% |

## 2. 男女共同参画を取り巻く課題

男女平等参画社会の形成に関する現状においても、人口減少や少子高齢化の進展などから担い手不足の影響もあり、審議会等委員への女性の登用状況が目標値(50%)を大きく下回るなど、依然として各分野での男女共同参画の取り組みが十分に進んでいない現状にあります。

構造的課題に向けた女性の活躍支援方策など、女性活躍推進を位置づける中で、この計画における課題を以下のようにまとめました。

### 課題

- 1 固定的な性別役割分担意識を解消し、自由に考え行動することのできる意識の形成
- 2 家庭、職場、地域等において、男女がそれぞれの個性と能力を發揮できる環境づくり
- 3 男女がともに自立し、生きがいを持つために不可欠な身体及び精神の健康づくりと相談支援の充実



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1. 基本理念

この計画は、白老町男女共同参画計画（第1次～第5次）と共通の視点のもとに策定することから、基本理念も踏襲することとします。

### 基本理念

**男女がお互いに支えあい、共に参画して心豊かに生きる社会**

#### 基本理念の考え方

社会全体が抱える少子・高齢化の問題や社会情勢の急激な変化などに伴い、活力ある「心豊かな社会」を築いていくには、性別、人種、性的指向などの特性を超えて多様性を認め合い尊重し、皆が活躍できる環境づくりが必要です。

これまでのような固定的な役割分担の意識、慣行などを見直し、一人ひとりが日頃の生活の中で考え、意識を持って自ら積極的に取り組み、個人の価値観が尊重され、喜びと責任を分かち合いつつ、誰もがいきいきと調和のとれた生活を送ることができる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

### 2. 白老町が目指す男女共同参画社会のすがた

男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野とともに参画し、ともに責任を分かち合います。

家庭では……

- 「その人らしさ」を大切にし、ふれあいのある家庭を築かれています。
- 男性・女性、大人・子ども、高齢者など、それぞれが家族の一員としての役割を担い、協力して心豊かで充実した家庭生活を送っています。
- 性別や人種、性的指向にとらわれず家事・育児・介護などに責任をもち、喜びと苦勞を分かち合っています。
- 社会制度や各種サービスを利用しながら、それぞれのライフスタイルに応じた家庭生活を送っています。



## 地域社会では…

- 地域における様々な企画・方針決定の場に、男性も女性もともに関わり、暮らしやすい活力ある地域づくりに貢献しています。
- 固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- ボランティア活動をはじめ、様々な活動に誰もが地域の一員として積極的に取り組んでいます。
- 多様な学習機会を活用し、誰もが生涯にわたって自己啓発・自己実現に努めています。

## 職場では…

- 雇用機会や待遇などでの男女格差が解消され、男女がともに個性や能力、意欲などを十分に発揮して働いています。
- 男性も女性も育児休業や介護休業を必要に応じて取得し、社会的支援も受けながら、仕事と家庭生活を両立しています。
- 管理職など、方針決定の場にも男女がともに参画し、いきいきと活躍しています。
- 一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルのもとに、ゆとりの充実感を持って働いています。

## 学校では…

- 自分らしさを大切にし、互いの個性を尊重する子どもが育っています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、発達段階に応じた体験重視の学習を取り入れ、社会の一員としての自立心が育っています。

### 3. 基本目標

男女共同参画社会の実現を目指すため、この計画に位置付ける基本理念を踏まえて、次の3点を基本目標として掲げ、男女共同参画のまちづくりを進めます。

## 基本目標

- I 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革(意識)
- II 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進(行動)
- III 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり(条件)

## 第4章 計画の内容

### 1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革

男女共同参画は、「女性だけ」の問題にとらわれがちですが、男性も含めた社会全体の問題として考えていく必要があります。性別や世代にとられない男女の多様な活動のイメージを社会に浸透させるためには、一人ひとりが固定的な性別による役割意識を変えて、従来とは違う姿を積極的に発信していくことが大切です。

一人ひとりの意識改革、社会全体における機運の醸成を図るため、男女共同参画に関する調査、情報収集の充実を図り、町民各層に向けた幅広い啓発活動を進めます。

#### 推進の方向

- ①男女共同参画の啓発の推進
- ②男女平等教育・学習の推進
- ③人権についての認識の浸透

#### 指標目標

| 施策項目             | 指標項目                       | 現状値   | 目標値    |
|------------------|----------------------------|-------|--------|
| 男女共同参画<br>の啓発の推進 | 男女共同参画の認知度                 | 73.0% | 100%   |
|                  | 男女共同参画の必要性・理解度             | 83.7% | 100%   |
| 男女平等教育<br>・学習の推進 | 小中学校の性教育講座の実施              | 2校    | 6校(全校) |
|                  | 小中学校のPTA 正副会長の女性割合         | 26.3% | 30%    |
| 人権について<br>の認識の浸透 | 小中学校のアイヌ文化を学ぶふるさと<br>学習の実施 | 6校    | 6校(全校) |
|                  | 小中学校の人権教育の実施               | 4校    | 6校(全校) |

#### 施策の内容

| ①男女共同参画の啓発の推進  | 所管課   |
|--|-------|
| (1)広報活動の充実<br>町民への理解を広げるため、町広報のほか、多様な媒体を用いて広報活動を行い、啓発活動を推進します。 | 生活環境課 |

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (2)各種調査の充実<br>男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。 | 生活環境課 |
|---------------------------------------|-------|

| ②男女平等教育学習の推進 | 所管課 |
|--------------|-----|
|--------------|-----|

|  |                 |
|--|-----------------|
| (1)男女共同参画に配慮した教育の推進<br>幼児期における声かけやふれあいを重点とした男女の差別のない保育を推進し、小中学校では家庭科、保健体育等の男女共修を推進します。 | 子育て支援課<br>学校教育課 |
|--|-----------------|

|   |       |
|---|-------|
| (2)国際理解教育の充実<br>小中学校での英語指導助手、インターネット等を活用した国際理解教育、交流促進を図ります。 | 学校教育課 |
|---|-------|

| ③人権についての認識の浸透 | 所管課 |
|---------------|-----|
|---------------|-----|

|  |       |
|--|-------|
| (1)人権に関する相談体制の充実<br>定期的な人権に関する相談所を開設し、人権擁護委員の制度等の理解を深めるため周知の徹底を図ります。 | 生活環境課 |
|--|-------|

|   |       |
|---|-------|
| (2)人権啓発の推進<br>町内イベント等を通して、人権啓発として啓発物品を配布し PR 活動に取り組みます。 | 生活環境課 |
|---|-------|

|  |       |
|--|-------|
| (3)人権教育の充実<br>アイヌ文化を学ぶふるさと学習や保護司会との交流学习等人権教育に取り組み心の教育を充実します。 | 学校教育課 |
|--|-------|

## 2. 基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)

男女が、相互の協力の下に、家事、育児、介護など家庭生活における役割を円滑に果たしながら、就労や地域社会における活動を両立できるよう、子育てや介護を社会全体として支援できる体制づくりをすすめるとともに就労の場における採用、配置、昇進の平等、男女を問わず育児・介護休業を取りやすい職場風土の醸成など、安心して働き続けることができる職場づくりをすすめます。また、町内会やNPO等の団体活動、ボランティアなど地域活動の活発化と参加の拡大を図り、男女がそれぞれの個性と能力を社会のあらゆる分野において発揮できる環境づくりを進めます。

### 推進の方向

- ①家庭生活と社会生活の両立の促進
- ②就労の場における男女共同参画の促進
- ③地域社会における男女共同参画の促進
- ④政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 指標目標

| 施策項目               | 指標項目                              | 現状値            | 目標値            |
|--------------------|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 家庭生活と社会生活の両立の促進    | 男性が家事等に関わる平均時間                    | 76分            | 150分           |
| 就労の場における男女共同参画の促進  | 安心して子どもを産み育てられる支援が充実していると感じる町民の割合 | 40.8%          | 58%            |
| 地域社会における男女共同参画の促進  | 町内会長の女性の割合                        | 9.0%           | 15.0%          |
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 審議会等への女性の登用率<br>町職員の女性割合          | 18.7%<br>25.7% | 50.0%<br>30.0% |

### 施策の内容

| ①家庭生活と社会生活の両立の促進  | 所管課             |
|---|-----------------|
| (1)子育て支援の充実<br>女性の働き方の変化に伴う子育てニーズの拡大・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するとともに子育て関係機関やNPO等とのネットワーク強化に努めます。 | 子育て支援課<br>健康福祉課 |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| <p>(2)福祉、介護サービスの充実<br/>安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障がいのある方や高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう個々のニーズに対応し、各種サービス機能の充実を図ります。</p>        | <p>健康福祉課<br/>高齢者介護課</p> |
| <p>(3)男性の育児への参加促進<br/>親子がふれあう体験活動等を通じ、男性への育児参加の促進に努め、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図るため、育児休業の取得を推進します。</p>                  | <p>子育て支援課<br/>経済振興課</p> |
| <b>②就労の場における男女共同参画の促進</b>  |                         |
| <p>(1)安心して働き続けることができる子育て環境の整備<br/>女性の働き方の変化に伴う子育てニーズの拡大・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するとともに子育て関係団体やNPO等とのネットワーク強化に努めます。</p> | <p>子育て支援課</p>           |
| <p>(2)男女共同参画の視点に立った職場環境の整備<br/>町内企業への労働環境の整備等の普及理解を図り、働く女性向けの企業説明会等を通じ、女性の就労支援に努めます。</p>                           | <p>経済振興課</p>            |
| <b>③地域社会における男女共同参画の促進</b>  |                         |
| <p>(1)地域団体活動への男女共同参画の促進<br/>女性団体への活動支援やまちづくり活動団体及びボランティア活動団体への情報収集・提供を行います。</p>                                    | <p>生涯学習課<br/>企画財政課</p>  |
| <p>(2)女性の社会参加促進のための学習機会の充実<br/>女性の社会参加の意識、女性リーダー育成を図るための研修機会の提供や女性セミナーの開催など学習機会の充実を図ります。</p>                       | <p>生涯学習課</p>            |
| <b>④政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>   |                         |
| <p>(1)各種審議会等への女性の参加促進<br/>町が設置する審議会・委員会等の女性委員の実態把握のため定期的な調査を行います。</p>  | <p>総務課(関係課)</p>         |
| <p>(2)公募制の促進<br/>適切な人材を登用する方法として、公募制を取り入れ女性が参画しやすい環境を整備します。</p>  | <p>総務課(関係課)</p>         |
| <p>(3)人材情報の収集<br/>地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。</p>  | <p>企画財政課<br/>(関係課)</p>  |

### 3. 基本目標Ⅲ 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり (配偶者暴力防止計画・困難女性支援計画)

男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動を行うためには、生涯学習など自己実現のための環境づくりとともに生涯にわたる健康の保持・増進が不可欠です。

それぞれの個性と能力を磨き社会における自己実現が図られるよう、多様な学習機会の提供や自主活動への支援など学習環境の充実を図ります。

また、女性は妊娠や出産などライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、子どもや高齢者など社会的弱者や家庭における暴力が大きな社会問題になっていることから、予防啓発活動や相談・支援体制を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、生涯を通じた健康づくりを支援します。

#### 推進の方向

①生涯学習の推進

②生涯にわたる健康づくりの推進

③健康に暮らせるための相談体制の充実

#### 指標目標

| 施策項目              | 指標項目                            | 現状値   | 目標値     |
|-------------------|---------------------------------|-------|---------|
| 生涯学習の推進           | 生涯学習講座開設数                       | 12回   | 18回     |
| 生涯にわたる健康づくりの推進    | 国保特定健診受診率                       | 35.5% | 40.4%以上 |
| 健康に暮らせるための相談体制の充実 | 心身ともに健やかな暮らしの支援が充実していると感じる町民の割合 | 47.5% | 67.3%   |

#### 施策の内容

| ①生涯学習の推進  | 所管課   |
|---|-------|
| (1)学習機会の充実<br>男女がそれぞれの個性と能力を磨き、社会において自己実現が図られるよう、多様な学習需要に対応した学習環境の整備を推進します。 | 生涯学習課 |

| ②生涯にわたる健康づくりの推進   | 所管課            |
|---|----------------|
| <p>(1)子どもからお年寄りまでの健康づくりの推進<br/>男女がともに自立し、元気にいきいきとした生活を送るため、生涯にわたる健康づくりを推進します。</p>   | 健康福祉課          |
| <p>(2)女性の生涯にわたる健康支援<br/>女性はとくに妊娠・出産や女性特有の健康状態に直面することもあるため、女性の健康をおびやかす諸問題に関し、情報収集と提供を行います。</p>                             | 健康福祉課          |
| <p>(3)障がい者の自立・生活支援<br/>障がいのある方が地域で安心して生活できるよう相談体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関と連携し社会参加の促進を図り、地域共生社会の実現を目指します。</p>                  | 健康福祉課          |
| <p>(4)高齢者の自立・生活支援<br/>高齢者が地域で自立した生活ができるよう多様な介護サービスのニーズ対応し、安定したサービスを提供するとともに生きがいづくりと社会参加を促進します。</p>                        | 高齢者介護課         |
| <p>(5)地域の福祉ネットワークづくり<br/>住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるよう、町民・地域・行政がそれぞれ連携して地域づくりを推進するとともに個々の実情に応じた生活相談や支援を行い、生活の安定と自立促進を図ります。</p> | 健康福祉課(関係課)     |
| ③健康に暮らせるための相談体制の充実  | 所管課            |
| <p>(1)ドメスティックバイオレンス(DV)などあらゆる暴力の根絶の推進<br/>一人ひとりがお互いの人権を尊重しあい、健やかな生活を送るため、DV対策をはじめあらゆる暴力の根絶をめざし、関係機関との連携強化、啓発活動に努めます。</p>  | 生活環境課<br>(関係課) |
| <p>(2)支援が必要な子どもや高齢者、障がい者等への支援<br/>家庭生活や地域環境上における虐待など、支援が必要な一人ひとりに対し適切な支援を行うとともに、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。</p>                 | 関係課            |
| <p>(3)相談・支援体制の充実<br/>広範多岐にわたる男女共同参画に関する問題や生活上の悩み、ニーズなどに的確に応えていくため、支援体制の充実を図ります。</p>                                       | 生活環境課          |

## 4. 白老町男女共同参画計画【改定版】体系図 【基本理念】







## 第5章 計画の推進

---

### 1. 連携と協働による計画の推進

#### (1) 行政の役割・姿勢

町は、男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、国及び他の地方公共団体との緊密な連携のもと、本計画に掲げる施策の着実な推進を図るとともに、その他必要な措置を積極的に講じていきます。

#### (2) 町民、事業者の役割・姿勢

町民・事業者は、男女共同参画の必要性を認識し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、本計画および町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

### 2. 計画の推進状況や施策の点検、評価の実現

計画の進行管理を的確に行い、より実効性を高めるため、町の推進体制を充実するとともに、本町における男女共同参画の状況や計画の成果をはかるための推進指標をかかげ、推進状況について毎年点検、評価を行います。